

日本高血圧学会総会会長選出に関する内規

第一条（趣旨）

1. 定款 15 条 3 を補足するために、日本高血圧学会総会会長（以下、総会会長）の職責と立候補者の資格につき定める。
2. 定款 15 条 3 を補足するために、総会会長の選出法を定める

第二条（総会会長）

1. 総会会長は、理事会において選任する。
2. 総会会長は、日本高血圧学会総会を主宰する。
3. 総会会長は、理事会に出席し発言することができる。
4. 総会会長は、理事会において総会の予算案について予め報告し、承認を得なければならない。

第三条（総会会長立候補者の資格）

1. 原則として、日本高血圧学会会員で会員歴が 15 年以上、かつ評議員歴 8 年以上であること。
2. 総会会長として総会を開催する年の 4 月 1 日に、満 65 歳以下であること。
3. 日本高血圧学会の方針を理解し、研究不正を含む社会の一般的な規範を逸脱する等の行為が認められない者。
4. 立候補者は、評議員 2 名の推薦書（評議員が署名したもの）を必要とする。
尚、評議員は 1 名の候補者しか推薦できない。
5. 立候補者は、総会会長を選任する理事会の開催前までに、総会会長としての抱負を理事会に提出するものとする。
6. 過去に総会会長に就任した者は再び立候補は出来ない。

第四条（総会会長の選出方法）

1. 理事会に出席する理事による投票を有効とし、事前投票は認めない。
2. 立候補者が 1 名の場合
理事会において信任投票を行い、有効投票数の過半数の支持を得た者を会長とする。
3. 立候補者が 2 名の場合
理事会において選挙を行い、有効投票の過半数の支持を得た者を会長とする。
過半数の支持を得たものがおらず 2 名の得票が同数の場合は、年長者を会長とする。
4. 立候補者が 3 名以上の場合
選挙を行い、有効投票の過半数の支持を得た者を会長とする。
有効投票の過半数の支持を得た者がいない場合は、上位 2 名による決戦投票を行い、
有効投票の過半数の支持を得た者を会長とする。
前項の決戦投票において 過半数の支持を得たものがおらず 2 名の得票が同数の場合

は、第 1 回目の投票において得票の多かった者を会長とする。

さらにそれが同数であった場合は年長者を会長とする。

5. 上記の信任投票または選挙において、白票は無効とする。

第五条（臨床高血圧フォーラム会長予定者との関連性）

臨床高血圧フォーラム会長予定者は、原則として 開催の当該年度を含み 3 年間は総会会長を兼ねることはできない。

第六条（変更）

この規則の変更は、理事会の議決による。